

奈良市内で住宅宿泊事業（民泊）を 予定されているみなさまへ



住宅宿泊事業により施設の滞在者が出すごみは「**事業系ごみ**」となります。住宅宿泊事業者のみなさまにおかれましては、排出事業者責任に基づき、適正にごみの排出を行っていただきますようお願いいたします。

ごみの処理にあたり、下記の事項を必ずご留意ください。

- 施設の滞在者が出すごみについては、**※事業系一般廃棄物・産業廃棄物に分別し、それぞれ適正に処理してください。**
※ 裏面や、リーフレット「奈良市環境部から市内事業者の皆様へ」を参考にしてください。
- 他の居住者が排出するごみと区分して適正に処理してください。
- マンションなどについては、管理規約なども遵守してください。
- **事業系ごみは、“家庭ごみ集積場”には絶対に出さないでください。**
※ 事業系ごみを家庭ごみ集積場に出すことは不法投棄とみなされ、法律違反になり罰せられる場合があります。絶対におやめください。
(根拠法令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条
5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金又は併科)
- 近隣住民との良好な関係が維持できるよう、ごみの分別方法については、宿泊者に対して十分な説明を行い、理解を得るようにしてください。

- このチラシ・ごみの出し方についてのお問い合わせ先
奈良市環境部 廃棄物対策課
電話 ☎ 0742-71-3001
※月～金(土日祝日除く)8時30分から17時00分まで
- 住宅宿泊事業全般・届出等についてのお問い合わせ先
奈良市健康医療部 保健所 保健衛生課
電話 ☎ 0742-93-8395
※月～金(土日祝日除く)8時30分から17時15分まで

ごみの排出・分別方法について







住宅宿泊事業者の責任において、

※産業廃棄物は産業廃棄物処理業許可業者に収集を依頼してください。(有料)

※事業系一般廃棄物については、一般廃棄物収集運搬業許可業者に有料で依頼するほか、事業者自らが奈良市環境清美センターへ搬入することもできます。

(事前に電話予約が必要です。)(搬入手数料が必要です。)

詳しくは別紙「奈良市環境部から市内事業者の皆様へ〈3ページ〉」を参考にしてください。

区分	種類	主なごみの品目
産業廃棄物 (一例、全20種類あり)	事業系一般廃棄物	①再生できない紙くず(使用済みのティッシュペーパーなどの汚れた紙、紙コップなど紙製品、レシート) ②木くず(割りばしなどの木製品) ③繊維くず(やぶれた服、古布など) ※合成繊維製品は産業廃棄物です。(廃プラスチック類になります。) ④生ごみ(食品の食べ残し、調理残さ) 
	廃プラスチック類	プラスチック製の弁当容器、カップ麺の容器、菓子袋、発泡スチロール、ペットボトルなど 
	金属くず	缶、金属類など 
	ガラス・コンクリートくず	ガラスびん、陶磁器製の食器など 

留意事項

- 上記の種類を参考にごみ箱などを用意し、宿泊者に対してごみの分別について十分な説明を行い、また表記・イラストによる表示をし、理解を得るようにしてください。(海外から来られる宿泊者に対しても十分な説明を行い、理解を得るようにしてください。)
- **事業系ごみは、“家庭ごみ集積場”には絶対に出さないでください!!**
- 分別方法については、契約される廃棄物処理業許可業者とよく相談してください。(事業系一般廃棄物は一般廃棄物処理業許可業者・産業廃棄物は産業廃棄物処理業許可業者と相談してください。)
 ※ 産業廃棄物処理業許可業者に関することは、「一般社団法人奈良県産業廃棄物協会」にお問い合わせください。Tel0744-48-0077
- 缶、びん、ペットボトルのほか、新聞や雑誌は「再生利用可能な物」です。
 許可業者又は再生資源事業者と相談の上、資源として排出いただくようお願いします。
- 事業系一般廃棄物については、必ず透明・半透明のごみ袋を使ってください。
 (色付き袋や米袋、紙袋、ダンボールなど中身の見えない状態では出さないでください。これらを使用して排出しても奈良市環境清美工場に搬入できません。)